

子どもの食と居場所づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの食と居場所づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、主に貧困を抱えた世帯やひとり親世帯などに属する子どもを対象に、食事の提供と居場所づくりを行う第4条に規定する団体が実施する事業の経費の助成を行うことにより、子どもが健やかに育成される環境整備を促進することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事支援
- (2) 基本的な生活支援
- (3) 学習支援
- (4) その他子どもの居場所づくりに関する活動

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付を申請できる団体は、前条に規定する事業を行う団体であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 活動基盤が整備されているボランティア活動団体であり、市内に活動拠点を有し、財政的理由等により助成を必要としていること。
- (2) 政治、宗教及び営利団体並びにこれに準ずる団体でないこと。
- (3) 団体の活動内容が、公序良俗に反しないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団と密接な関係を有する団体でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 報酬
- (2) 謝金
- (3) 旅費、交通費
- (4) 消耗品費
- (5) 食材費等
- (6) 印刷製本費
- (7) 光熱水費
- (8) 消耗品費
- (9) 通信運搬費
- (10) 保険料
- (11) 使用料及び貸借料
- (12) その他会長が認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額の10分の10以内の額（千円未満の端数があると

きは、これを切り捨てた額)とし、補助対象1団体あたり5万円を上限とする。なお、年度内における補助金の総額は、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、子どもの食と居場所づくり支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に子どもの食と居場所づくり支援事業補助金事業計画書(別記第2号様式)及び子どもの食と居場所づくり支援事業補助金収支予算書(別記第3号様式)を添えて、会長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第8条 会長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、これを審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、子どもの食と居場所づくり支援事業補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(概算払等)

第9条 会長が事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、前条の規定により決定した交付決定額の全部又は一部を事前に概算払いにより交付することができるものとする。

2 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、前項に規定する概算払による補助金の交付を受けようとするときは、子どもの食と居場所づくり支援事業補助金概算払請求書(別記第5号様式)を会長に提出しなければならない。

(変更申請及び承認)

第10条 補助事業者は、補助金交付決定後の事情の変更により申請書の内容を変更して事業を行う場合には、子どもの食と居場所づくり支援事業補助金変更交付申請書(別記第6号様式)により変更の申請を行い、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、事業の変更を承認する旨又は変更を承認しない旨の決定をし、子どもの食と居場所づくり支援事業補助金変更交付決定通知書(別記第7号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、子どもの食と居場所づくり支援事業補助金交付申請取下書(別記第8号様式)を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は事業年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに子どもの食と居場所づくり支援事業補助金実績報告書(別記第9号様式)に子どもの食と居場所づくり支援事業補助金収支決算書(別記第10号様式)を添えて会長に提出しなければならない。

(額の確定)

第13条 会長は、前条に規定する実績報告を受け、補助金の交付決定の内容及びこれに付した補助条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、子どもの食と居場所づくり支援事業補助金交付額確定通知書(別記第11号様式)により補助事業者に通知

するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、第9条に規定する概算払いにより補助金の交付を受けていない場合は、前条に規定する補助金交付額確定通知書を受領後、速やかに子どもの食と居場所づくり支援事業補助金請求書(別記第12号様式)を会長に提出しなければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第15条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が補助金の交付の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

(関係書類の保存)

第16条 補助事業者は、事業に係る関係書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。